**令和７年度**

**指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護**

**自 主 点 検 表**

（点検実施日　　　　　年　　　月　　　日）

|  |  |
| --- | --- |
| 事業所名 |  |
|  |
| 記入者職・氏名 |  |

　　　　　　　　　　　◇目　次◇

Ｐ　１～ 人員、設備及び運営の基準

Ｐ１８～ 人員基準チェックシート

Ｐ２０～　加算・減算チェックシート

**新座市いきいき健康部介護保険課**

人員、設備及び運営の基準

|  |
| --- |
| **※　記入に当たっての留意事項**　　本調書は、「**指定地域密着型サービス及び指定地域密着型介護予防サービスに関する基準について（平成18年3月31日老計発第０３３１００４号・老振発第033100４号・老老発第033101７号）**」も参照の上、回答するようお願いいたします。**※　評価の基準**　　評価は、「**○（実施している）、△（一部実施できていない）、×（実施できていない）、ー（該当しない）**」で、項（号）がある場合は項（号）ごとに記入してください。なお、実地指導では評価根拠（具体的に実施していることを証する書類がある場合はその書類）を確認させていただきますので、準備をお願いいたします。なお、運営指導にて評価根拠（具体的に実施していることを証する書類がある場合はその書類）を確認させていただく場合があります。**※**本調書は、「新座市指定地域密着型サービスの事業者の指定等並びに事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例」のうち「第2章　定期巡回・随時対応型訪問介護看護」を掲載しています。**網掛けの部分は、条例第４４条に規定される連携型指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護において適用除外の箇所を示します。**※　又は下線は、令和６年４月１日付けの改正で追加された規定です。 |

|  |  |
| --- | --- |
| 新座市指定地域密着型サービスの事業者の指定等並びに事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例（平成２４年新座市条例第４２号） | 評価 |
| 第１章　総則（趣旨）第１条　この条例は、介護保険法（平成９年法律第１２３号。以下「法」という。）第７８条の２第１項及び第４項第１号並びにの規定に基づき、指定地域密着型サービスの事業者の指定等に関する基準を定め、法第７８条の２の２第１項各号の規定に基づき、共生型地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定め、並びに法第７８条の４第１項及び第２項の規定に基づき、指定地域密着型サービスの事業者の指定等並びに事業の人員、設備及び運営に関する基準を定めるものとする。 | **―** |
| （定義）第２条　この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。(1)　地域密着型サービス事業者　法第８条第１４項に規定する地域密着型サービス事業を行う者をいう。(2)　指定地域密着型サービス事業者又は指定地域密着型サービス　それぞれ法第４２条の２第１項に規定する指定地域密着型サービス事業者又は指定地域密着型サービスをいう。(3)　利用料　法第４２条の２第１項に規定する地域密着型介護サービス費の支給の対象となる費用に係る対価をいう。(4)　地域密着型介護サービス費用基準額　法第４２条の２第２項各号に規定する厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の額（その額が現に指定地域密着型サービスに要した費用の額を超えるときは、当該現に指定地域密着型サービスに要した費用の額）をいう。(5)　法定代理受領サービス　法第42条の2第6項の規定により地域密着型介護サービス費が利用者に代わり指定地域密着型サービス事業者に支払われる場合の当該地域密着型介護サービス費に係る指定地域密着型サービスをいう。(6)　共生型地域密着型サービス　法第７８条の２の２第１項の申請に係る法第４２条の２第１項本文の指定を受けた者による指定地域密着型サービスをいう。(7)　常勤換算方法　事業所の従業者の勤務延時間数を当該事業所において常勤の従業者が勤務すべき時間数で除することにより、当該事業所の従業者の員数を常勤の従業者の員数に換算する方法をいう。 | **―** |
| （指定地域密着型サービスの事業の一般原則）第３条　指定地域密着型サービス事業者は、利用者の意思及び人格を尊重して、常に利用者の立場に立ったサービスの提供に努めなければならない。 |  |
| ２　指定地域密着型サービス事業者は、指定地域密着型サービスの事業を運営するに当たっては、地域との結び付きを重視し、市、他の地域密着型サービス事業者又は居宅サービス事業者(居宅サービス事業を行う者をいう。以下同じ。)その他の保健医療サービス及び福祉サービスを提供する者との連携に努めなければならない。 |  |
| ３　指定地域密着型サービス事業者は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、その従業者に対し、研修を実施する等の措置を講じなければならない。 |  |
| ４　指定地域密着型サービス事業者は、指定地域密着型サービスを提供するに当たっては、法第１１８条の２第１項に規定する介護保険等関連情報その他必要な情報を活用し、適切かつ有効に行うよう努めなければならない。 |  |
| （指定地域密着型サービス事業者の指定）第４条　法第４２条の２第１項に規定する指定地域密着型サービス事業者の指定について、法第７８条の２第４項第１号に規定する市町村の条例で定める者は、法人又は病床を有する診療所を開設している者（複合型サービス（看護小規模多機能型居宅介護（介護保険法施行規則（平成１１年厚生省令第３６号。以下「施行規則」という。）第１７条の１２に規定する看護小規模多機能型居宅介護をいう。）に限る。第１９１条において同じ。）に係る指定の申請を行う場合に限る。）とする。 | 　 |
| 第２章　定期巡回・随時対応型訪問介護看護第１節　基本方針等（基本方針）第５条　指定地域密着型サービスに該当する定期巡回・随時対応型訪問介護看護（以下「指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護」という。）の事業は、要介護状態となった場合においても、その利用者が尊厳を保持し、可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、定期的な巡回又は随時通報によりその者の居宅を訪問し、入浴、排せつ、食事等の介護、日常生活上の緊急時の対応その他の安心してその居宅において生活を送ることができるようにするための援助を行うとともに、その療養生活を支援し、心身の機能の維持回復を目指すものでなければならない。 |  |
| （指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護）第６条　前条に規定する援助等を行うため、指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護においては、次の各号に掲げるサービスを提供するものとする。 | **―** |
| (1)　訪問介護員等（指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の提供に当たる介護福祉士又は法第８条第２項に規定する政令で定める者（施行規則第２２条の２３第１項に規定する介護職員初任者研修課程を修了した者に限る。）をいう。以下この章において同じ。）が、定期的に利用者の居宅を巡回して行う日常生活上の世話（以下この章において「定期巡回サービス」という。） | **―** |
| (2)　あらかじめ利用者の心身の状況、その置かれている環境等を把握した上で、随時、利用者又はその家族等からの通報を受け、通報内容等を基に相談援助を行い、又は訪問介護員等の訪問若しくは看護師等（保健師、看護師、准看護師、理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士をいう。以下この章において同じ。）による対応の要否等を判断するサービス（以下この章において「随時対応サービス」という。） | **―** |
| (3)　随時対応サービスにおける訪問の要否等の判断に基づき、訪問介護員等が利用者の居宅を訪問して行う日常生活上の世話（以下この章において「随時訪問サービス」という。） | **―** |
| (4)　法第８条第１５項第１号に該当する指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の一部として看護師等が利用者の居宅を訪問して行う療養上の世話又は必要な診療の補助（以下この章において「訪問看護サービス」という。） | **―** |
| 第２節　人員に関する基準（定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者の員数）第７条　指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の事業を行う者（以下「指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者」という。）が当該事業を行う事業所（以下「指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所」という。）ごとに置くべき従業者（以下「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」という。）の職種及び員数は、次の各号に応じ、当該各号に定めるとおりとする。 | **―** |
| (1)　オペレーター（随時対応サービスとして、利用者又はその家族等からの通報に対応する定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者をいう。以下この章において同じ。）　指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護を提供する時間帯（以下この条において「提供時間帯」という。）を通じて１以上確保されるために必要な数以上 |  |
| (2)　定期巡回サービスを行う訪問介護員等　交通事情、訪問頻度等を勘案し、利用者に適切に定期巡回サービスを提供するために必要な数以上 |  |
| (3)　随時訪問サービスを行う訪問介護員等　提供時間帯を通じて、随時訪問サービスの提供に当たる訪問介護員等が１以上確保されるために必要な数以上 |  |
| (4)　訪問看護サービスを行う看護師等　次の各号に掲げる職種の区分に応じ、それぞれ次に定める員数 |  |
| ア　保健師、看護師又は准看護師（以下この章において「看護職員」という。）　常勤換算方法で２．５以上 |  |
| イ　理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士　指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所の実情に応じた適当数 |  |
| ２　オペレーターは、看護師、介護福祉士その他市長が定める者（以下この章において「看護師、介護福祉士等」という。）をもって充てなければならない。ただし、利用者の処遇に支障がない場合であって、提供時間帯を通じて、看護師、介護福祉士等又は前項第４号アの看護職員との連携を確保しているときは、サービス提供責任者（指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成１１年厚生省令第３７号。以下「指定居宅サービス等基準」という。）第５条第２項のサービス提供責任者をいう。以下同じ。）の業務に１年以上（特に業務に従事した経験が必要な者として厚生労働大臣が定めるものにあっては、３年以上）従事した経験を有する者をもって充てることができる。 |  |
| ３　オペレーターのうち１人以上は、常勤の看護師、介護福祉士等でなければならない。 |  |
| ４　オペレーターは、専らその職務に従事する者でなければならない。ただし、利用者の処遇に支障がない場合は、指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所の定期巡回サービス若しくは訪問看護サービス、同一敷地内の指定訪問介護事業所（指定居宅サービス等基準第５条第１項に規定する指定訪問介護事業所をいう。以下同じ。）、指定訪問看護事業所（指定居宅サービス等基準第６０条第１項に規定する指定訪問看護事業所をいう。）若しくは指定夜間対応型訪問介護事業所（第４８条第１項に規定する指定夜間対応型訪問介護事業所をいう。以下この条及び第３３条第２項において同じ。）の職務又は利用者以外の者からの通報を受け付ける業務に従事することができる。 |  |
| ５　指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所の同一敷地内に次に掲げるいずれかの施設等がある場合において、当該施設等の入所者等の処遇に支障がない場合は、前項本文の規定にかかわらず、当該施設等の職員をオペレーターとして充てることができる。⑴　指定短期入所生活介護事業所（指定居宅サービス等基準第１２１条第１項に規定する指定短期入所生活介護事業所をいう。第４８条第４項第１号及び第１５２条第１２項において同じ。）⑵　指定短期入所療養介護事業所（指定居宅サービス等基準第１４２条第１項に規定する指定短期入所療養介護事業所をいう。第４８条第４項第２号において同じ。）⑶　指定特定施設（指定居宅サービス等基準第１７４条第１項に規定する指定特定施設をいう。第４８条第４項第３号において同じ。）⑷　指定小規模多機能型居宅介護事業所（第８３条第１項に規定する指定小規模多機能型居宅介護事業所をいう。第４８条第４項第４号において同じ。）⑸　指定認知症対応型共同生活介護事業所（第１１１条第１項に規定する指定認知症対応型共同生活介護事業所をいう。第４８条第４項第５号、第６５条第１項、第６６条第１項、第８３条第６項、第８４条第３項及び第８５条において同じ。）⑹　指定地域密着型特定施設（第１３０条第１項に規定する指定地域密着型特定施設をいう。第４８条第４項第６号、第６５条第１項、第６６条第１項及び第８３条第６項において同じ。）⑺　指定地域密着型介護老人福祉施設（第１５１条第１項に規定する指定地域密着型介護老人福祉施設をいう。第４８条第４項第７号、第６５条第１項、第６６条第１項及び第８３条第６項において同じ。）⑻　指定看護小規模多機能型居宅介護事業所（第１９２条第１項に規定する指定看護小規模多機能型居宅介護事業所をいう。第４８条第４項第８号及び第５章から第８章までにおいて同じ。）(9)　指定介護老人福祉施設(10)　介護老人保健施設(11)　介護医療院 |  |
| ６　随時訪問サービスを行う訪問介護員等は、専ら当該随時訪問サービスの提供に当たる者でなければならない。ただし、利用者の処遇に支障がない場合は、当該指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所の定期巡回サービス又は同一敷地内にある指定訪問介護事業所若しくは指定夜間対応型訪問介護事業所の職務に従事することができる。 |  |
| ７　指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所の利用者に対する随時対応サービスの提供に支障がない場合は、第４項本文及び前項の規定にかかわらず、オペレーターは、随時訪問サービスに従事することができる。 |  |
| ８　前項の規定によりオペレーターが随時訪問サービスに従事している場合において、指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所の利用者に対する随時訪問サービスの提供に支障がないときは、第１項の規定にかかわらず、随時訪問サービスを行う訪問介護員等を置かないことができる。 |  |
| ９　看護職員のうち１人以上は、常勤の保健師又は看護師（第２６条第１項及び第２７条において「常勤看護師等」という。）でなければならない。 |  |
| １０　看護職員のうち１人以上は、提供時間帯を通じて、指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者との連絡体制が確保された者でなければならない。 |  |
| １１　指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所ごとに、定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者であって看護師、介護福祉士等であるもののうち１人以上を、利用者に対する第２７条第１項に規定する定期巡回・随時対応型訪問介護看護計画の作成に従事する者（以下この章において「計画作成責任者」という。）としなければならない。 |  |
| １２　指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者が指定訪問看護事業者（指定居宅サービス等基準第６０条第１項に規定する指定訪問看護事業者をいう。以下同じ。）の指定を併せて受け、かつ、指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の事業と指定訪問看護（指定居宅サービス等基準第５９条に規定する指定訪問看護をいう。以下同じ。）の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合に、指定居宅サービス等基準第６０条第１項第１号イに規定する人員に関する基準を満たすとき（同条第５項の規定により同条第１項第１号イ及び第２号に規定する基準を満たしているものとみなされているとき及び第１９２条第１４項の規定により同条第４項に規定する基準を満たしているものとみなされているときを除く。）は、当該指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、第１項第４号アに規定する基準を満たしているものとみなすことができる。 |  |
| （管理者）第８条　指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。ただし、当該管理者は、指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所の管理上支障がない場合は、当該指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所の他の職務に従事し、又は他の事業所、施設等の職務に従事することができるものとする。 |  |
| 第３節　設備に関する基準（設備及び備品等）第９条　指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所には、事業の運営を行うために必要な広さを有する専用の区画を設けるほか、指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の提供に必要な設備及び備品等を備えなければならない。 |  |
| ２　指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、利用者が円滑に通報し、迅速な対応を受けることができるよう、指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所ごとに、次の各号に掲げる機器等を備え、必要に応じてオペレーターに当該機器等を携帯させなければならない。ただし、第１号に掲げる機器等については、指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者が適切に利用者の心身の状況等の情報を蓄積するための体制を確保している場合であって、オペレーターが当該情報を常時閲覧できるときは、これを備えないことができる。 |  |
| (1)　利用者の心身の状況等の情報を蓄積することができる機器等 |  |
| (2)　随時適切に利用者からの通報を受けることができる通信機器等 |  |
| ３　指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、利用者が援助を必要とする状態となったときに適切にオペレーターに通報できるよう、利用者に対し、通信のための端末機器を配布しなければならない。ただし、利用者が適切にオペレーターに随時の通報を行うことができる場合は、この限りでない。 |  |
| ４　指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者が指定夜間対応型訪問介護事業者（第　４８条第１項に規定する指定夜間対応型訪問介護事業者をいう。）の指定を併せて受け、かつ、指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の事業と指定夜間対応型訪問介護（第４６条に規定する指定夜間対応型訪問介護をいう。）の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合については、第５０条に規定する設備に関する基準を満たすことをもって、前３項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。 |  |
| 第４節　運営に関する基準（内容及び手続の説明及び同意）第１０条　指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の提供の開始に際し、あらかじめ、利用申込者又はその家族に対し、第３２条に規定する運営規程の概要、定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者の勤務の体制その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を記した文書を交付して説明を行い、当該提供の開始について当該利用申込者の同意を得なければならない。 |  |
| ２　指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、利用申込者又はその家族からの申出があった場合には、前項の規定による文書の交付に代えて、第５項で定めるところにより、当該利用申込者又はその家族の承諾を得て、当該文書に記すべき重要事項を電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であって次の各号に掲げるもの（以下この条において「電磁的方法」という。）により提供することができる。この場合において、当該指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、当該文書を交付したものとみなす。(1)　電子情報処理組織を使用する方法のうちア又はイに掲げるものア　指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者の使用に係る電子計算機と利用申込者又はその家族の使用に係る電子計算機とを接続する電気通信回線を通じて送信し、当該利用申込者又はその家族の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法イ　指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された前項に規定する重要事項を電気通信回線を通じて利用申込者又はその家族の閲覧に供し、当該利用申込者又はその家族の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに当該重要事項を記録する方法（電磁的方法による提供を受ける旨の承諾又は受けない旨の申出をする場合にあっては、指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルにその旨を記録する方法）(2)　電磁的記録媒体（電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。第２０４条第１項において同じ。）に係る記録媒体をいう。）をもって調製するファイルに前項に規定する重要事項を記録したものを交付する方法 |  |
| ３　前項に掲げる方法は、利用申込者又はその家族がファイルへの記録を出力することにより文書を作成することができるものでなければならない。 |  |
| ４　第２項第１号の「電子情報処理組織」とは、指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者の使用に係る電子計算機と、利用申込者又はその家族の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。 | **―** |
| ５　指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、第２項の規定により第１項に規定する重要事項を提供しようとするときは、あらかじめ、利用申込者又はその家族に対し、その用いる次の各号に掲げる電磁的方法の種類及び内容を示し、文書又は電磁的方法による承諾を得なければならない。(1)　第２項各号に規定する方法のうち指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者が使用するもの(2)　ファイルへの記録の方式 |  |
| ６　前項の規定による承諾を得た指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、利用申込者又はその家族から文書又は電磁的方法により電磁的方法による提供を受けない旨の申出があった場合は、当該利用申込者又はその家族に対し、第１項に規定する重要事項の提供を電磁的方法によってしてはならない。ただし、当該利用申込者又はその家族が再び前項の規定による承諾をした場合は、この限りでない。 |  |
| （提供拒否の禁止）第１１条　指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、正当な理由なく指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の提供を拒んではならない。

|  |
| --- |
| ※　正当な理由がある場合とは、①当該事業所の現員からは利用申込に応じきれない場合、②利用申込者の居住地が当該事業所の通常の事業の実施地域外である場合、その他利用申込者に対し自ら適切な指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護を提供することが困難な場合である。 |

 |  |
| （サービス提供困難時の対応）第１２条　指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所の通常の事業の実施地域（当該事業所が通常時に当該サービスを提供する地域をいう。以下同じ。）等を勘案し、利用申込者に対し自ら適切な指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護を提供することが困難であると認めた場合は、当該利用申込者に係る指定居宅介護支援事業者（法第４６条第１項に規定する指定居宅介護支援事業者をいう。以下同じ。）への連絡、適当な他の指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者等の紹介その他の必要な措置を速やかに講じなければならない。 |  |
| （受給資格等の確認）第１３条　指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の提供を求められた場合は、その者の提示する被保険者証によって、被保険者資格、要介護認定の有無及び要介護認定の有効期間を確かめるものとする。 |  |
| ２　指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、前項の被保険者証に、法第７８条の３第２項の規定により認定審査会意見が記載されているときは、当該認定審査会意見に配慮して、指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護を提供するように努めなければならない。 |  |
| （要介護認定の申請に係る援助）第１４条　指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の提供の開始に際し、要介護認定を受けていない利用申込者については、要介護認定の申請が既に行われているかどうかを確認し、申請が行われていない場合は、当該利用申込者の意思を踏まえて速やかに当該申請が行われるよう必要な援助を行わなければならない。 |  |
| ２　指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、指定居宅介護支援（法第４６条第１項に規定する指定居宅介護支援をいう。以下同じ。）が利用者に対して行われていない等の場合であって必要と認めるときは、要介護認定の更新の申請が、遅くとも当該利用者が受けている要介護認定の有効期間が満了する日の３０日前までに行われるよう、必要な援助を行わなければならない。 |  |
| （心身の状況等の把握）第１５条　指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の提供に当たっては、計画作成責任者による利用者の面接によるほか、利用者に係る指定居宅介護支援事業者が開催するサービス担当者会議（指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準（平成１１年厚生省令第３８号。以下「指定居宅介護支援等基準」という。）第１３条第９号に規定するサービス担当者会議をいう。以下この章及び第３章の２において同じ。）等を通じて、利用者の心身の状況、その置かれている環境、他の保健医療サービス又は福祉サービスの利用状況等の把握に努めなければならない。 |  |
| （指定居宅介護支援事業者等との連携）第１６条　指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護を提供するに当たっては、指定居宅介護支援事業者その他保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めなければならない。 |  |
| ２　指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の提供の終了に際しては、利用者又はその家族に対して適切な指導を行うとともに、当該利用者に係る指定居宅介護支援事業者に対する情報の提供及び保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めなければならない。 |  |
| （法定代理受領サービスの提供を受けるための援助）第１７条　指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の提供の開始に際し、利用申込者が施行規則第６５条の４各号のいずれにも該当しないときは、当該利用申込者又はその家族に対し、居宅サービス計画（法第８条第２４項に規定する居宅サービス計画をいう。）の作成を指定居宅介護支援事業者に依頼する旨を市に対して届け出ること等により、指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の提供を法定代理受領サービスとして受けることができる旨を説明すること、指定居宅介護支援事業者に関する情報を提供することその他の法定代理受領サービスを行うために必要な援助を行わなければならない。 |  |
| （居宅サービス計画に沿ったサービスの提供）第１８条　指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、居宅サービス計画（法第８条第２４項に規定する居宅サービス計画をいい、施行規則第６５条の４第１号ハに規定する計画を含む。以下同じ。）が作成されている場合は、当該居宅サービス計画に沿った指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護を提供しなければならない。 |  |
| （居宅サービス計画等の変更の援助）第１９条　指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、利用者が居宅サービス計画の変更を希望する場合は、当該利用者に係る指定居宅介護支援事業者への連絡その他の必要な援助を行わなければならない。 |  |
| （身分を証する書類の携行）第２０条　指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者に身分を証する書類を携行させ、面接時、初回訪問時及び利用者又はその家族から求められたときは、これを提示すべき旨を指導しなければならない。 |  |
| （サービスの提供の記録）第２１条　指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護を提供した際には、当該指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の提供日及び内容、当該指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護について法第４２条の２第６項の規定により利用者に代わって支払を受ける地域密着型介護サービス費の額その他必要な事項を、利用者の居宅サービス計画を記載した書面又はこれに準じる書面に記載しなければならない。 |  |
| ２　指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護を提供した際には、提供した具体的なサービスの内容等を記録するとともに、利用者からの申出があった場合には、文書の交付その他適切な方法により、その情報を利用者に対して提供しなければならない。 |  |
| （利用料等の受領）第２２条　指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、法定代理受領サービスに該当する指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護を提供した際には、その利用者から利用料の一部として、当該指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護に係る地域密着型介護サービス費用基準額から当該指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者に支払われる地域密着型介護サービス費の額を控除して得た額の支払を受けるものとする。 |  |
| ２　指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、法定代理受領サービスに該当しない指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護を提供した際にその利用者から支払を受ける利用料の額と、指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護に係る地域密着型介護サービス費用基準額との間に、不合理な差額が生じないようにしなければならない。 |  |
| ３　指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、前２項の支払を受ける額のほか、利用者の選定により通常の事業の実施地域以外の地域の居宅において指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護を行う場合は、それに要した交通費の額の支払を利用者から受けることができる。 |  |
| ４　指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、前項の費用の額に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、当該サービスの内容及び費用について説明を行い、当該利用者の同意を得なければならない。 |  |
| （保険給付の請求のための証明書の交付）第２３条　指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、法定代理受領サービスに該当しない指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護に係る利用料の支払を受けた場合は、提供した指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の内容、費用の額その他必要と認められる事項を記載したサービス提供証明書を利用者に対して交付しなければならない。 |  |
| （指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の基本取扱方針）第２４条　指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護は、定期巡回サービス及び訪問看護サービスについては、利用者の要介護状態の軽減又は悪化の防止に資するよう、その目標を設定し、計画的に行うとともに、随時対応サービス及び随時訪問サービスについては、利用者からの随時の通報に適切に対応して行うものとし、利用者が安心してその居宅において生活を送ることができるようにしなければならない。 |  |
| ２　指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、自らその提供する指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の質の評価を行い、それらの結果を公表し、常にその改善を図らなければならない。 |  |
| （指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の具体的取扱方針）第２５条　定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者の行う指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の方針は、次の各号に掲げるところによるものとする。 |  |
| (1)　定期巡回サービスの提供に当たっては、第２７条第１項に規定する定期巡回・随時対応型訪問介護看護計画に基づき、利用者が安心してその居宅において生活を送るのに必要な援助を行うこと。 |  |
| (2)　随時訪問サービスを適切に行うため、オペレーターは、計画作成責任者及び定期巡回サービスを行う訪問介護員等と密接に連携し、利用者の心身の状況、その置かれている環境等の的確な把握に努め、利用者又はその家族に対し、適切な相談及び助言を行うこと。 |  |
| (3)　随時訪問サービスの提供に当たっては、第２７条第１項に規定する定期巡回・随時対応型訪問介護看護計画に基づき、利用者からの随時の連絡に迅速に対応し、必要な援助を行うこと。 |  |
| (4)　訪問看護サービスの提供に当たっては、主治の医師との密接な連携及び第２７条第１項に規定する定期巡回・随時対応型訪問介護看護計画に基づき、利用者の心身の機能の維持回復を図るよう妥当適切に行うこと。 |  |
| (5)　訪問看護サービスの提供に当たっては、常に利用者の病状、心身の状況及びその置かれている環境の的確な把握に努め、利用者又はその家族に対し、適切な指導等を行うこと。 |  |
| (6)　特殊な看護等については、これを行わないこと。 |  |
| (7)　指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の提供に当たっては、懇切丁寧に行うことを旨とし、利用者又はその家族に対し、サービスの提供方法等について、理解しやすいように説明を行うこと。 |  |
| (8)　指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為（以下「身体的拘束等」という。）を行わないこと。 |  |
| (9)　前号の身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録すること。 |  |
| (10)　指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の提供に当たっては、介護技術及び医学の進歩に対応し、適切な介護技術及び看護技術をもってサービスの提供を行うこと。 |  |
| (11)　指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の提供に当たり利用者から合鍵を預かる場合には、その管理を厳重に行うとともに、管理方法、紛失した場合の対処方法その他必要な事項を記載した文書を利用者に交付すること。 |  |
| （主治の医師との関係）第２６条　指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所の常勤看護師等は、主治の医師の指示に基づき適切な訪問看護サービスが行われるよう必要な管理をしなければならない。 |  |
| ２　指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、訪問看護サービスの提供の開始に際し、主治の医師による指示を文書で受けなければならない。 |  |
| ３　指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、主治の医師に次条第１項に規定する定期巡回・随時対応型訪問介護看護計画（訪問看護サービスの利用者に係るものに限る。）及び同条第１０項に規定する訪問看護報告書を提出し、訪問看護サービスの提供に当たって主治の医師との密接な連携を図らなければならない。 |  |
| ４　医療機関が指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所を運営する場合にあっては、前２項の規定にかかわらず、第２項の主治の医師の文書による指示並びに前項の定期巡回・随時対応型訪問介護看護計画及び次条第１０項に規定する訪問看護報告書の提出は、診療録その他の診療に関する記録（以下「診療記録」という。）への記載をもって代えることができる。 |  |
| （定期巡回・随時対応型訪問介護看護計画等の作成）第２７条　計画作成責任者は、利用者の日常生活全般の状況及び希望を踏まえて、定期巡回サービス及び随時訪問サービスの目標、当該目標を達成するための具体的な定期巡回サービス及び随時訪問サービスの内容等を記載した定期巡回・随時対応型訪問介護看護計画を作成しなければならない。 |  |
| ２　定期巡回・随時対応型訪問介護看護計画は、既に居宅サービス計画が作成されている場合は、当該居宅サービス計画の内容に沿って作成しなければならない。ただし、定期巡回・随時対応型訪問介護看護計画における指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護を提供する日時等については、当該居宅サービス計画に定められた指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護が提供される日時等にかかわらず、当該居宅サービス計画の内容及び利用者の日常生活全般の状況及び希望を踏まえ、計画作成責任者が決定することができる。この場合において、計画作成責任者は、当該定期巡回・随時対応型訪問介護看護計画を、当該利用者を担当する介護支援専門員に提出するものとする。 |  |
| ３　定期巡回・随時対応型訪問介護看護計画は、看護職員が利用者の居宅を定期的に訪問して行うアセスメント（利用者の心身の状況を勘案し、自立した日常生活を営むことができるように支援する上で解決すべき課題を把握することをいう。以下「アセスメント」という。）の結果を踏まえ、作成しなければならない。 |  |
| ４　訪問看護サービスの利用者に係る定期巡回・随時対応型訪問介護看護計画については、第１項に規定する事項に加え、当該利用者の希望、心身の状況、主治の医師の指示等を踏まえて、療養上の目標、当該目標を達成するための具体的なサービスの内容等を記載しなければならない。 |  |
| ５　計画作成責任者が常勤看護師等でない場合には、常勤看護師等は、前項の記載に際し、必要な指導及び管理を行うとともに、次項に規定する利用者又はその家族に対する定期巡回・随時対応型訪問介護看護計画の説明を行う際には、計画作成責任者に対し、必要な協力を行わなければならない。 |  |
|
| ６　計画作成責任者は、定期巡回・随時対応型訪問介護看護計画の作成に当たっては、その内容について利用者又はその家族に対して説明し、当該利用者の同意を得なければならない。 |  |
| ７　計画作成責任者は、定期巡回・随時対応型訪問介護看護計画を作成した際には、当該定期巡回・随時対応型訪問介護看護計画を利用者に交付しなければならない。 |  |
| ８　計画作成責任者は、定期巡回・随時対応型訪問介護看護計画の作成後、当該定期巡回・随時対応型訪問介護看護計画の実施状況の把握を行い、必要に応じて当該定期巡回・随時対応型訪問介護看護計画の変更を行うものとする。 |  |
| ９　第１項から第７項までの規定は、前項に規定する定期巡回・随時対応型訪問介護看護計画の変更について準用する。 |  |
| １０　訪問看護サービスを行う看護師等（准看護師を除く。）は、訪問看護サービスについて、訪問日、提供した看護内容等を記載した訪問看護報告書を作成しなければならない。 |  |
| １１　常勤看護師等は、訪問看護報告書の作成に関し、必要な指導及び管理を行わなければならない。 |  |
| １２　前条第４項の規定は、定期巡回・随時対応型訪問介護看護計画（訪問看護サービスの利用者に係るものに限る。）及び訪問看護報告書の作成について準用する。 |  |
| （同居家族に対するサービス提供の禁止）第２８条　指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者に、その同居の家族である利用者に対する指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護（随時対応サービスを除く。）の提供をさせてはならない。 |  |
| （利用者に関する市への通知）第２９条　指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護を受けている利用者が次の各号のいずれかに該当する場合は、遅滞なく、意見を付してその旨を市に通知しなければならない。 |  |
| (1)　正当な理由なしに指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の利用に関する指示に従わないことにより、要介護状態の程度を増進させたと認められるとき。 |  |
| (2)　偽りその他不正な手段によって保険給付を受け、又は受けようとしたとき。 |  |
| （緊急時等の対応）第３０条　定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者は、現に指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の提供を行っているときに利用者に病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに主治の医師への連絡を行う等の必要な措置を講じなければならない。 |  |
| ２　前項の定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者が看護職員である場合にあっては、必要に応じて臨時応急の手当てを行わなければならない。 |  |
| （管理者等の責務）第３１条　指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所の管理者は、当該指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所の従業者及び業務の管理を、一元的に行わなければならない。 |  |
| ２　指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所の管理者は、当該指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所の従業者にこの節の規定を遵守させるため必要な指揮命令を行うものとする。 |  |
| ３　計画作成責任者は、指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所に対する指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の利用の申込みに係る調整等のサービスの内容の管理を行うものとする。 |  |
|
| （運営規程）第３２条　指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所ごとに、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程（以下この章において「運営規程」という。）を定めておかなければならない。(1)　事業の目的及び運営の方針(2)　従業者の職種、員数及び職務の内容(3)　営業日及び営業時間(4)　指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の内容及び利用料その他の費用の額(5)　通常の事業の実施地域(6)　緊急時等における対応方法(7)　合鍵の管理方法及び紛失した場合の対処方法(8)　虐待の防止のための措置に関する事項 (9)　その他運営に関する重要事項 |  |
| （勤務体制の確保等）第３３条　指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、利用者に対し適切な指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護を提供できるよう、指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所ごとに、定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者の勤務の体制を定めておかなければならない。 |  |
| ２　指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所ごとに、当該指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所の定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者によって指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護を提供しなければならない。ただし、指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所が、適切に指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護を利用者に提供する体制を構築しており、他の指定訪問介護事業所、指定夜間対応型訪問介護事業所又は指定訪問看護事業所（以下この条において「指定訪問介護事業所等」という。）との密接な連携を図ることにより当該指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所の効果的な運営を期待することができる場合であって、利用者の処遇に支障がないときは、市長が地域の実情を勘案し適切と認める範囲内において、定期巡回・随時対応型訪問介護看護の事業の一部を、当該他の指定訪問介護事業所等との契約に基づき、当該指定訪問介護事業所等の従業者に行わせることができる。 |  |
| ３　前項本文の規定にかかわらず、随時対応サービスについては、市長が地域の実情を勘案し適切と認める範囲内において、複数の指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所の間の契約に基づき、当該複数の指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所が密接な連携を図ることにより、一体的に利用者又はその家族等からの通報を受けることができる。 |  |
| ４　指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者の資質の向上のために、その研修の機会を確保しなければならない。 |  |
| ５　指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、適切な指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。 |  |
| （業務継続計画の策定等）第３３条の２　指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下この条において「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じなければならない。 |  |
| ２　指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に実施しなければならない。 |  |
| ３　指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。 |  |
| （衛生管理等）第３４条　指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者の清潔の保持及び健康状態について、必要な管理を行わなければならない。 |  |
| ２　指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所の設備及び備品等について、衛生的な管理に努めなければならない。 |  |
| ３　指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、当該指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように、次に掲げる措置を講じなければならない。 |  |
| ⑴　当該指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置その他の情報通信機器（以下「テレビ電話装置等」という。）を活用して行うことができるものとする。）をおおむね６月に１回以上開催するとともに、その結果について、定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者に周知徹底を図ること。 |  |
| ⑵　当該指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備すること。 |  |
| ⑶　当該指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所において、定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的に実施すること。 |  |
| （掲示）第３５条　指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所の見やすい場所に、運営規程の概要、定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者の勤務の体制その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項（以下この条において単に「重要事項」という。）を掲示しなければならない。 |  |
| ２　指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、重要事項を記載した書面を当該指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所に備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧させることにより、前項の規定による掲示に代えることができる。 |  |
| ３　指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、原則として、重要事項をウェブサイトに掲載しなければならない。 |  |
| （秘密保持等）第３６条　指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所の従業者は、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らしてはならない。 |  |
| ２　指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、当該指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所の従業者であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らすことがないよう、必要な措置を講じなければならない。 |  |
| ３　指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、サービス担当者会議等において、利用者の個人情報を用いる場合は当該利用者の同意を、利用者の家族の個人情報を用いる場合は当該利用者の家族の同意を、あらかじめ文書により得ておかなければならない。 |  |
| （広告）第３７条　指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所について広告をする場合においては、その内容が虚偽又は誇大なものとしてはならない。 |  |
| （指定居宅介護支援事業者に対する利益供与の禁止）第３８条　指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、指定居宅介護支援事業者又はその従業者に対し、利用者に特定の事業者によるサービスを利用させることの対償として、金品その他の財産上の利益を供与してはならない。 |  |
| （苦情処理）第３９条　指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、提供した指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護に係る利用者及びその家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置する等の必要な措置を講じなければならない。 |  |
| ２　指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、前項の苦情を受け付けた場合には、当該苦情の内容等を記録しなければならない。 |  |
|
| ３　指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、提供した指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護に関し、法第２３条の規定により市が行う文書その他の物件の提出若しくは提示の求め又は市職員からの質問若しくは照会に応じ、及び利用者からの苦情に関して市が行う調査に協力するとともに、市から指導又は助言を受けた場合においては、当該指導又は助言に従って必要な改善を行わなければならない。 |  |
| ４　指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、市からの求めがあった場合には、前項の改善の内容を市に報告しなければならない。 |  |
| ５　指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、提供した指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護に係る利用者からの苦情に関して国民健康保険団体連合会（国民健康保険法（昭和３３年法律第１９２号）第４５条第５項に規定する国民健康保険団体連合会をいう。以下同じ。）が行う法第１７６条第１項第３号の調査に協力するとともに、国民健康保険団体連合会から同号の指導又は助言を受けた場合においては、当該指導又は助言に従って必要な改善を行わなければならない。 |  |
| ６　指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、国民健康保険団体連合会からの求めがあった場合には、前項の改善の内容を国民健康保険団体連合会に報告しなければならない。 |  |
| （地域との連携等）第４０条　指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の提供に当たっては、利用者、利用者の家族、地域住民の代表者、地域の医療関係者、市職員又は指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所が所在する区域を管轄する法第１１５条の４６第１項に規定する地域包括支援センターの職員、定期巡回・随時対応型訪問介護看護について知見を有する者等により構成される協議会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。ただし、利用者又はその家族（以下この項、第６０条の１７第１項及び第８８条において「利用者等」という。）が参加する場合にあっては、テレビ電話装置等の活用について当該利用者等の同意を得なければならない。）（以下この項において「介護・医療連携推進会議」という。）を設置し、おおむね６月に１回以上、介護・医療連携推進会議に対して指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の提供状況等を報告し、介護・医療連携推進会議による評価を受けるとともに、介護・医療連携推進会議から必要な要望、助言等を聴く機会を設けなければならない。 |  |
| ２　指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、前項の報告、評価、要望、助言等についての記録を作成するとともに、当該記録を公表しなければならない。 |  |
| ３　指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、その事業の運営に当たっては、提供した指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護に関する利用者からの苦情に関して市等が派遣する者が相談及び援助を行う事業その他の市が実施する事業に協力するよう努めなければならない。 |  |
| ４　指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所の所在する建物と同一の建物に居住する利用者に対して指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護を提供する場合には、正当な理由がある場合を除き、当該建物に居住する利用者以外の者に対しても、指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の提供を行わなければならない。 |  |
| （事故発生時の対応）第４１条　指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、利用者に対する指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の提供により事故が発生した場合は、市、当該利用者の家族、当該利用者に係る指定居宅介護支援事業者等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じなければならない。 |  |
| ２　指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、前項の事故の状況及び事故に際して採った処置について記録しなければならない。 |  |
| ３　指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、利用者に対する指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行わなければならない。 |  |
| （虐待の防止）第４１条の２　指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次に掲げる措置を講じなければならない。 |  |
| ⑴　当該指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所における虐待の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的に開催するとともに、その結果について、定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者に周知徹底を図ること。 |  |
| ⑵　当該指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所における虐待の防止のための指針を整備すること。 |  |
| ⑶　当該指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所において、定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的に実施すること。 |  |
| ⑷　前３号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。 |  |
| （会計の区分）第４２条　指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所ごとに経理を区分するとともに、指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の事業の会計とその他の事業の会計を区分しなければならない。 |  |
| （記録の整備）第４３条　指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、従業者、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備しておかなければならない。 |  |
| ２　指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、利用者に対する指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の提供に関する次の各号に掲げる記録を整備し、その完結の日から２年間保存しなければならない。 |  |
| (1)　定期巡回・随時対応型訪問介護看護計画 |  |
| (2)　第２１条第２項の規定による提供した具体的なサービスの内容等の記録 |  |
| (3)　第２６条第２項に規定する主治の医師による指示の文書 |  |
| (4)　第２７条第１０項に規定する訪問看護報告書 |  |
| (5)　第２５条第９号の規定による身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録 |  |
| (6)　第２９条の規定による市への通知に係る記録 |  |
| (7)　第３９条第２項の規定による苦情の内容等の記録 |  |
| (8)　第４１条第２項の規定による事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録 |  |
| 第５節　連携型指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の人員及び運営に関する基準の特例（適用除外）第４４条　連携型指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護（指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護のうち法第８条第１５項第２号に該当するものをいう。次条において同じ。）の事業を行う者（以下「連携型指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者」という。）が当該事業を行う事業所（以下「連携型指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所」という。）ごとに置くべき定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者の職種及び員数については、第７条第１項第４号、第９項、第１０項及び第１２項の規定は適用しない。 | **―** |
| ２　連携型指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者については、第２６条、第２７条第４項（同条第９項において準用する場合を含む。）、第５項（同条第９項において準用する場合を含む。）及び第１０項から第１２項まで並びに前条第２項第３号及び第４号の規定は適用しない。 | **―** |
| （指定訪問看護事業者との連携）第４５条　連携型指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、連携型指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所ごとに、当該連携型指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所の利用者に対して指定訪問看護の提供を行う指定訪問看護事業者と連携しなければならない。 |  |
| ２　連携型指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、連携する指定訪問看護事業者（以下この項において「連携指定訪問看護事業者」という。）との契約に基づき、当該連携指定訪問看護事業者から、次の各号に掲げる事項について必要な協力を得なければならない。 |  |
| (1)　第２７条第３項に規定するアセスメント |  |
| (2)　随時対応サービスの提供に当たっての連絡体制の確保 |  |
| (3)　第４０条第１項に規定する介護・医療連携推進会議への参加 |  |
| (4)　その他連携型指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の提供に当たって必要な指導及び助言 |  |
| 第１０章　雑則（電磁的記録等）第２０４条　指定地域密着型サービス事業者及び指定地域密着型サービスの提供に当たる者は、作成、保存その他これらに類するもののうち、この条例の規定において書面（書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。）で行うことが規定されている又は想定されるもの（第１３条第１項（第６０条、第６０条の２０、第６０条の２２、第６０条の４０、第８１条、第１０９条、第１２９条、第１５０条、第１７８条、第１９０条及び前条において準用する場合を含む。）、第１１６条第１項、第１３７条第１項及び第１５６条第１項（第１９０条において準用する場合を含む。）並びに次項に規定するものを除く。）については、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録により行うことができる。２　指定地域密着型サービス事業者及び指定地域密着型サービスの提供に当たる者は、交付、説明、同意、承諾、締結その他これらに類するもの（以下この項において「交付等」という。）のうち、この条例の規定において書面で行うことが規定されている又は想定されるものについては、当該交付等の相手方の承諾を得て、書面に代えて、電磁的方法（電子的方法、磁気的方法その他人の知覚によって認識することができない方法をいう。）によることができる。 | **―** |

**変更の届出等**

（介護保険法第78条の5、介護保険法施行規則第規則第131条の13及び第131条の25）

|  |  |
| --- | --- |
| １　変更届下記の事項に変更があったときは、１０日以内に、その旨を新座市長に届け出ている。　１　　事業所の名称２　　事業所の所在地３　　申請者の名称４　　申請者の主たる事務所の所在地５　　代表者の氏名、生年月日、住所及び職名６　　申請者の登記事項証明書又は条例等７　　事業所の管理者の氏名、生年月日、住所８　　事業所の平面図　９　　設備の概要１０　運営規程１１　連携する訪問看護を行う事業所の名称及び所在地 |  |
| ２　休止（廃止）届　　事業を廃止又は休止日の１月前までに、届け出ている。　　休止した事業を再開した場合、１０日以内に届け出ている。 |  |

**業務管理体制の届出等**

|  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| １　業務管理体制の届出下記の区分に応じ、適切に届け出ている。

|  |  |
| --- | --- |
| 区分 | 届出先 |
| ①　指定事業所が３以上の地方厚生局管轄区域に所在する事業者 | 厚生労働大臣 |
| ②　指定事業所が２以上の都道府県に所在し、かつ、２以下の地方厚生局管轄区域に所在する事業者 | 主たる事務所の所在地の都道府県知事 |
| ③　指定事業所が同一指定都市内にのみ所在する事業者 | 指定都市の長 |
| ④　指定事業所が同一中核市内にのみ所在する事業者　※指定事業所に介護療養型医療施設を含む場合は除く（届出先は都道府県知事のまま） | 中核市の長 |
| ⑤　地域密着型サービス（予防含む）のみを行う事業者で、指定事業所が同一市町村内にのみ所在する事業者 | 市町村長 |
| ⑥　①から⑤以外の事業者 | 都道府県知事 |

 |  |
| ２　変更の届出　　　下記の事項に変更があった場合、適切に届け出ている。

|  |  |
| --- | --- |
| 届出事項 | 対象となる事業者 |
| 事業者の・名称又は氏名・主たる事務所の所在地・代表者の氏名、生年月日、住所、職名 | 全ての事業者 |
| 「法令遵守責任者」の氏名、生年月日 | 全ての事業者 |
| 「法令遵守規程」の概要 | 事業所等の数が20以上の事業者 |
| 「業務執行の状況の監査」の方法の概要 | 事業所等の数が100以上の事業者 |

 |  |

人員基準チェックシート

|  |  |
| --- | --- |
| 区分 | 基準及び確認（空欄には必要事項を記入し、基準確認後は□にレ点を入れること。） |
| 従業者 | オペレーター | □ 提供時間帯を通じて、１以上配置しているか□ いずれかの資格を有しているか□ 看護師・介護福祉士・医師・保健師・准看護師・社会福祉士・介護支援専門員□ 当該事業所の看護師等との綿密な連携を確保し利用者からの通報に適切に対応できると認められる場合は、サービス提供責任者として１年以上（介護職員初任者研修課程修了者及び旧訪問介護職員養成研修２級修了者にあっては３年以上）従事した者であるか□ １人以上は、常勤の看護師、介護福祉士、医師、保健師、准看護師社会福祉士又は介護支援専門員か□ 専従か□ 兼務する場合・ 利用者の処遇に支障がない場合は、定期巡回サービス若しくは訪問看護サービス、同一敷地内にある訪問介護事業所、訪問看護事業所若しくは夜間対応型訪問介護事業所の職務又は利用者以外の者からの通報を受ける業務に従事することができる。・ 併設施設等の入所者等の処遇に支障がない場合は、併設施設等の職員を充てることができる。・ 随時対応サービスの提供に支障がない場合は、随時対応サービスに従事することができる。※ 「随時対応サービスに支障がない場合」とは、ＩＣＴ等の活用により、事業所外においても、利用者情報が確認できるとともに、電話転送機能等を活用することにより利用者からのコールに即時にオペレーターが対応できる体制を構築し、コール内容に応じて必要な対応を行うことができる場合であること。 |
| 訪問介護員（定期巡回サービス） | □ 必要な数以上を配置しているか・ サービス利用の状況や利用者数及び業務量を考慮し、適切な員数を確保すること。 |
| 訪問介護員（随時訪問サービス） | □ 提供時間帯を通じて１以上配置しているか□ 専従か・ 利用者の処遇に支障がない場合は、当該事業所の定期巡回サービス及び同一敷地内の訪問介護事業所並びに夜間対応型訪問介護事業所の職務に従事することができる。・ オペレーターが随時訪問サービスに従事することができる。 |
| 看護職員[一体型のみ]（訪問看護サービス） | □ 保健師、看護師又は准看護師を常勤換算で２.５以上配置しているか・ 常勤換算は、当該従事者の勤務延時間数により換算する。・ 勤務日及び勤務時間が不定期な看護職員の勤務延時間数は、前年度の週あたりの平均稼動時間（サービス提供時間＋移動時間）で算定する。＜常勤換算式＞

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 従業者の勤務延時間数 |  | 常勤従業者の勤務時間数 |  | 常勤換算人数 |
| 時間 | ÷ | 時間 | ＝ | 人 |
| 例（4週　計960ｈ） |  | （週40ｈ×4週＝160ｈ） | （小数点第2位以下切捨） |

□ うち１以上は常勤の保健師又は看護師か |
| 計画作成責任者 | □ 上記従業者であって、看護師、介護福祉士、医師、保健師、准看護師、社会福祉士又は介護支援専門員であるもののうち、１以上選任しているか |
| 管理者 | □ 常勤か□ 専従か（以下の場合の兼務を除く）□ 兼務する場合は以下の場合か□ 当該事業所の従業者としての職務に従事する場合□ 当該事業所の事業者が訪問介護事業者、訪問看護事業者又は夜間対応型訪問介護事業者の指定を併せて受け、同一の事業所においてそれぞれの事業が一体的に運営されている場合の、当該訪問介護事業所、訪問看護事業所又は夜間対応型訪問介護事業所の職務に従事する場合□　同一事業者によって設置された他の事業所、施設等の管理者又は従業者としての職務（当該他の事業所、施設等の管理者又は従業者としての職務に従事する時間帯も、当該事業所の利用者へのサービス提供の場面等で生じる事象を適時かつ適切に把握でき、職員及び業務の一元的な管理・指揮命令に支障が生じないとき） |

|  |
| --- |
| 加算・減算チェックシート（定期巡回・随時対応型訪問介護看護）※直近２年以内の状況で、事業所として一度でも算定したことのある加算を記入してください。 |
| **加算・減算名** | **算定** | **該当する区分に○** | **備考欄****（算定開始時期・終了日等）** |
| 准看護師によるサービス提供 | □ |  |  |
| 高齢者虐待防止措置未実施減算 | □ |  |  |
| 業務継続計画未策定減算 | □ |  |  |
| 通所系サービス・短期入所系サービス利用者の減算 | □ |  |  |
| 同一建物減算 | □ |  |  |
| 緊急時訪問看護加算 | □ | 　　Ⅰ　・　Ⅱ | ※一体型のみ |
| 特別管理加算 | □ | 　　Ⅰ　・　Ⅱ | ※一体型のみ |
| ターミナルケア加算 | □ | 　 | ※一体型のみ |
| 初期加算 | □ |  |  |
| 退院時共同指導加算 | □ | 　 | ※一体型のみ |
| 総合マネジメント体制強化加算 | □ | 　　Ⅰ　・　Ⅱ |  |
| 生活機能向上連携加算 | □ | 　　Ⅰ　・　Ⅱ |  |
| 認知症専門ケア加算 | □ | 　　Ⅰ　・　Ⅱ |  |
| 口腔連携強化加算 | □ |  |  |
| サービス提供体制強化加算 | □ | 　Ⅰ　・　Ⅱ　・　Ⅲ |  |
| 介護職員等処遇改善加算 | □ | 　Ⅰ　・　Ⅱ　・　Ⅲ　・　Ⅳ　・　Ⅴ |  |

自己点検シート

「指定地域密着型サービスに要する費用の額の算定に関する基準（平成１８年厚生労働省告示第１２６号）」及び「指定地域密着型サービスに要する費用の額の算定に関する基準及び指定地域密着型介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準の制定に伴う実施上の留意事項について(平成１８年３月３１日老計発第０３３１００５号・老振発第０３３１００５号・老老発第０３３１０１８号)」を参照の上、確認してください。

| 点検項目 | 点検事項 | 点検結果 |
| --- | --- | --- |
| 准看護師の訪問 | 　 | □ | 該当 |
| 高齢者虐待防止措置未実施減算 | 下記の基準を満たさない場合①高齢者虐待防止のための対策を検討する委員会を定期的に開催していない②高齢者虐待防止のための指針を整備していない③高齢者虐待防止のための年１回以上の研修を実施していない④高齢者虐待防止措置を適正に実施するための担当者を置いていない※　高齢者虐待防止措置未実施減算については、事業所において高齢者虐待が発生した場合ではなく、地域密着型サービス基準第３条の３８の２規定する措置を講じていない場合に、利用者全員について所定単位数から減算する。 | □ | 該当 |
| 業務継続計画未策定減算 | 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じていない。 | □ | 該当 |
| 通所介護等の利用者に行った場合 | 通所介護等（通所介護、通所リハビリテーション又は認知症対応型通所介護）の利用 | □ | あり |
| 同一の建物 | 事業所と同一若しくは隣接する敷地内の建物。事業所と同一の建物 | □ | 該当 |
| 1月当たりの利用者が同一の建物に20人以上居住する建物の利用者 | □ | あり |
| 1月当たりの利用者が同一の建物に50人以上居住する建物の利用者 | □ | あり |
| 定期巡回・随時対応型訪問介護看護費（Ⅲ）における基本夜間訪問サービス費については、本減算の適用を受けていない。 | □ | 該当 |
| 緊急時訪問看護加算（Ⅰ）（Ⅱ）（共通） | 利用者又はその家族等から電話等により看護に関する意見を求められた場合に常時対応できる体制にある。 | □ | あり対応マニュアル等 |
| 利用者又はその家族等から電話等により看護に関する意見を求められた場合に常時対応できる体制にある事業所において、看護師等が訪問看護サービスを受けようとする者に対して、当該体制にある旨及び計画的に訪問することになっていない緊急時訪問を行う体制にある合には当該加算を算定する旨を説明し、同意を得ている | □ | あり |
| 他の事業所で当該加算を算定していないことを確認している | □ | 該当 |
| ２４時間対応体制加算(医療保険)の算定 | □ | なし |
| 緊急時訪問看護加算(Ⅰ) | 緊急時訪問における看護業務の負担の軽減に資する十分な業務管理等の体制の整備が行われている。 | □ | 該当 |
| 次に掲げる項目のうち、次のア又はイを含むいずれか２項目以上を満たしている　ア　夜間対応した翌日の勤務間隔の確保　イ　夜間対応に係る勤務の連続回数が２連続（２回）まで　ウ　夜間対応後の暦日の休日確保　エ　夜間勤務のニーズを踏まえた勤務体制の工夫　オ　ＩＣＴ、ＡＩ、ＬｏＴ等の活用による業務負担軽減　カ　電話等による連絡及び相談を担当する者に対する支援体制の確保 | □ | 該当 |
| 特別管理加算（Ⅰ） | 在宅麻薬等注射指導管理、在宅腫瘍化学療法注射指導管理、在宅強心剤持続投与指導管理若しくは在宅気管切開患者指導管理を受けている状態又は気管カニューレ若しくは留置カテーテルを使用している状態 | □ | 該当主治医の指示書等 |
| 計画的な管理の実施 | □ | あり |
| 他の訪問看護ステーション等で当該加算の算定の有無 | □ | なし |
| 症状が重篤の場合医師による診療を受診できるような支援の有無 | □ | あり |
| 特別管理加算（Ⅱ） | １　在宅自己腹膜灌(かん)流指導管理、在宅血液透析指導管理、在宅酸素療法指導管理、在宅中心静脈栄養法指導管理、在宅成分栄養経管栄養法指導管理、在宅自己導尿指導管理、在宅持続陽圧呼吸療法指導管理、在宅自己疼(とう)痛管理指導管理又は在宅肺高血圧症患者指導管理を受けている状態 | □ | 該当主治医の指示書等 |
| ２　人工肛(こう)門又は人工膀胱(ぼうこう)を設置している状態 | □ | 該当主治医の指示書等 |
| ３　真皮を越える褥瘡(じょくそう)の状態 | □ | 該当主治医の指示書等 |
| ４　点滴注射を週３日以上行う必要があると認められる状態 | □ | 該当主治医の指示書等 |
| 計画的な管理の実施 | □ | あり |
| 他の訪問看護ステーション等で当該加算の算定の有無 | □ | なし |
| 症状が重篤の場合医師による診療を受診できるような支援の有無 | □ | あり |
| ターミナルケア加算 | １　多発性硬化症、重症筋無力症、スモン、筋萎縮性側索硬化症、脊髄小脳変性症、ハンチントン病、進行性筋ジストロフィー症、パーキンソン病関連疾患（進行性核上性麻痺、大脳皮質基底核変性症及びパーキンソン病（ホーエン・ヤールの重症度分類がステージ三以上であって生活機能障害度がⅡ度又はⅢ度のものに限る。）をいう。）、多系統萎縮症（線条体黒質変性症、オリーブ橋小脳萎縮症及びシャイ・ドレーガー症候群をいう。）、プリオン病、亜急性硬化性全脳炎、ライソゾーム病、副腎白質ジストロフィー、脊髄性筋萎縮症、球脊髄性筋萎縮症、慢性炎症性脱随性多発神経炎、後天性免疫不全症候群、頚(けい)髄損傷及び人工呼吸器を使用している状態 | □ | 該当 |
| ２　急性増悪その他当該利用者の主治の医師が一時的に頻回の訪問看護が必要であると認める状態 | □ | 該当 |
| 24時間連絡及び訪問の体制 | □ | あり |
| 主治医と連携のもとターミナルケア計画及び支援体制を利用者、家族に説明と同意 | □ | あり |
| ターミナルケア提供についての身体状況の変化等必要な記録 | □ | あり |
| 死亡日及び死亡前14日以内に2日以上のターミナルケアの実施（ターミナルケアを行った後、24時間以内に在宅以外で死亡した場合を含む） | □ | あり |
| 他の訪問看護ステーション等で当該加算の算定の有無 | □ | なし |
| 訪問看護ターミナルケア療養費（医療保険）及び在宅ターミナルケア加算（訪問看護・指導料）の有無 | □ | なし |
| 初期加算 | 利用を開始した日から起算して30日以内 | □ | 該当 |
| 定期巡回・随時対応型訪問介護看護費（Ⅰ）又は（Ⅱ）を算定している | □ | 該当 |
| 退院時共同指導加算 | 定期巡回・随時対応型訪問介護看護費（Ⅰ）⑵を算定している | □ | 該当 |
| 共同指導の内容を文書により提供 | □ | あり |
| 退院又は退所後に訪問看護サービス実施 | □ | あり |
| 総合マネジメント体制強化加算（Ⅰ）（Ⅱ）（共通） | 利用者の心身の状況又はその家族等を取り巻く環境の変化に応じ、随時、計画作成責任者、看護師、准看護師、介護職員その他の関係者が共同し、定期巡回・随時対応型訪問介護看護計画の見直しを行っている | □ | あり |
| 地域の病院、診療所、介護老人保健施設その他の関係施設に対し、事業所が提供することのできる指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の具体的な内容に関する情報提供を行っている | □ | 該当 |
| 総合マネジメント体制強化加算（Ⅰ） | 日常的に利用者と関わりのある地域住民等の相談に対応する体制を確保している | □ | 該当 |
| 地域住民等との連携により、地域資源を効果的に活用し、利用者の状態に応じた支援を行っている | □ | 該当 |
| 次に掲げる基準のいずれかに適合する。⑴　障害福祉サービス事業所、児童福祉施設等と協働し、地域において世代間の交流を行っている。⑵　地域住民等、他の指定居宅サービス事業者が当該事業を行う事業所、他の指定地域密着型サービス事業者が当該事業を行う事業所等と共同で事例検討会、研修会等を実施している。⑶　市町村が実施する法第１１５条の４５第１項第２号に掲げる事業や同条第２項第４号に掲げる事業等に参加している。⑷　地域住民及び利用者の住まいに関する相談に応じ、必要な支援を行っている。 | □ | 該当 |
| 生活機能向上連携加算(Ⅱ) | 定期巡回・随時対応型訪問介護看護費（Ⅰ）又は（Ⅱ）を算定している | □ | 該当 |
| 訪問リハビリテーション又は通所リハビリテーション事業所の理学療法士等と計画作成責任者が共同して行った生活機能アセスメント | □ | あり |
| 生活機能の向上を目的とした定期巡回・随時対応型訪問介護看護計画の作成 | □ | あり |
| 初回の定期巡回・随時対応型訪問介護看護が行われた日の属する月以降３月間 | □ | 該当 |
| 生活機能向上連携加算(Ⅰ） | 定期巡回・随時対応型訪問介護看護費（Ⅰ）又は（Ⅱ）を算定している | □ | 該当 |
| 訪問リハビリテーション又は通所リハビリテーション事業所の理学療法士等と計画作成責任者が共同して行った生活機能アセスメント | □ | あり |
| 生活機能の向上を目的とした定期巡回・随時対応型訪問介護看護計画の作成 | □ | あり |
| 認知症専門ケア加算（Ⅰ）（Ⅱ）（共通） | 認知症介護に係る専門的な研修を修了している者を、事業所における対象者の数が２０人未満である場合にあっては１以上、対象者の数が２０人以上である場合にあっては１に対象者の数が１９を超えて１０又はその端数を増すごとに１を加えて得た数以上配置し、チームとして専門的な認知症ケアを実施している | □ | 該当 |
| 従業者に対する認知症ケアに関する留意事項の伝達又は技術的指導に係る会議を定期的に開催している | □ | 該当 |
| 認知症専門ケア加算（Ⅰ） | 事業所における利用者の総数のうち、周囲の者による日常生活に対する注意を必要とする認知症の者（以下「対象者」）の占める割合が２分の１以上である | □ | 該当 |
| 認知症専門ケア加算（Ⅱ） | 事業所における利用者の総数のうち、日常生活に支障を来すおそれのある症状又は行動が認められることから介護を必要とする認知症の者の占める割合が１００分の２０以上である | □ | 該当 |
| 認知症介護の指導に係る専門的な研修を修了している者を１名以上配置し、事業所全体の認知症ケアの指導等を実施している。 | □ | 該当 |
| 当該事業所における介護職員、看護職員ごとの認知症ケアに関する研修計画を作成し、当該計画に従い、研修を実施又は実施を予定している。 | □ | 該当 |
| 口腔連携強化加算 | 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所の従業者が利用者の口腔の健康状態に係る評価を行うに当たって、歯科診療報酬点数表の区分番号Ｃ０００に掲げる歯科訪問診療料の算定の実績がある歯科医療機関の歯科医師又は歯科医師の指示を受けた歯科衛生士に相談できる体制を確保し、その旨を文書等で取り決めている。 | □ | 該当 |
| 他の介護サービスの事業所において、当該利用者について、栄養状態のスクリーニングを行い、口腔・栄養スクリーニング加算(Ⅱ)を算定している場合を除き、口腔・栄養スクリーニング加算を算定していない | □ | 該当 |
| 当該利用者について、口腔の健康状態の評価の結果、居宅療養管理指導が必要であると歯科医師が判断し、初回の居宅療養管理指導を行った日の属する月を除き、指定居宅療養管理指導事業所が歯科医師又は歯科衛生士が行う居宅療養管理指導費を算定していない。 | □ | 該当 |
| 当該事業所以外の介護サービス事業所において、当該利用者について、口腔連携強化加算を算定していない | □ | 該当 |
| サービス提供体制強化加算（Ⅰ） | 従業者ごとの研修計画の作成及び実施又は実施を予定している | □ | 該当 |
| 利用者の情報や留意事項の伝達又は技術指導のための会議を定期的に開催している | □ | 該当 |
| 定期的な健康診断を実施している | □ | 該当 |
| 訪問介護員等の総数のうち、介護福祉士の数が60％以上又は勤続10年以上の介護福祉士が25％以上 | □ | 該当 |
| サービス提供体制強化加算（Ⅱ） | 従業者ごとの研修計画の作成及び実施又は実施を予定している | □ | 該当 |
| 利用者の情報や留意事項の伝達又は技術指導のための会議を定期的に開催している | □ | 該当 |
| 定期的な健康診断を実施している | □ | 該当 |
| 訪問介護員等の総数のうち、介護福祉士の数が40％以上又は介護福祉士、実務者研修修了者及び介護職員基礎研修課程修了者の数の合計が60％以上 | □ | 該当 |
| サービス提供体制強化加算（Ⅲ） | 従業者ごとの研修計画の作成及び実施又は実施を予定している | □ | 該当 |
| 利用者の情報や留意事項の伝達又は技術指導のための会議を定期的に開催している | □ | 該当 |
| 定期的な健康診断を実施している | □ | 該当 |
| 以下のいずれかに該当している。①訪問介護員等の総数のうち、介護福祉士３０％以上又は介護福祉士、実務者研修修了者、基礎研修修了者の合計が５０％以上②従業者の総数のうち、常勤職員６０％以上③従業者の総数のうち、勤続７年以上の者が３０％以上 | □ | 該当 |
| 介護職員等処遇改善加算（Ⅰ） | １　介護職員その他の職員の賃金改善について、次に掲げる基準のいずれにも適合し、かつ、賃金改善に要する費用の見込額が介護職員等処遇改善加算の算定見込額以上となる賃金改善に関する計画を策定し、当該計画に基づき適切な措置を講じている | □ | 該当 |
| （１）　仮に介護職員等処遇改善加算(Ⅳ)を算定した場合に算定することが見込まれる額の２分の１以上を基本給又は決まって毎月支払われる手当に充てる | □ | 該当 |
| （２）　介護福祉士であって、経験及び技能を有する介護職員と認められる者（経験・技能のある介護職員）のうち１人は、賃金改善後の賃金の見込額が年額４４０万円以上であること。ただし、介護職員等処遇改善加算の算定見込額が少額であることその他の理由により、当該賃金改善が困難である場合はこの限りでない | □ | 該当 |
| ２　⑴の賃金改善に関する計画、当該計画に係る実施期間及び実施方法その他の当該事業所の職員の処遇改善の計画等を作成し、全ての職員に周知し、市町村長に届け出ている | □ | 該当 |
| ３　介護職員等処遇改善加算の算定額に相当する賃金改善を実施 | □ | 該当 |
| ４　事業年度ごとに処遇改善に関する実績の報告 | □ | 該当 |
| ５　前12月間に法令違反し、罰金以上の刑 | □ | なし |
| ６　労働保険料の納付 | □ | 適正に納付 |
| ７　次の(１)～（６）のいずれにも適合 | □ | 該当 |
| (１)　介護職員の任用の際における職責又は職務内容等の要件（介護職員の賃金に関するものを含む。）を定めている。 | □ | 該当 |
| (２)　（１）の要件について書面をもって作成し、全ての介護職員に周知している。 | □ | 該当 |
| (３)　介護職員の資質の向上の支援に関する計画を策定し、当該計画に係る研修の実施又は研修の機会を確保している。 | □ | 該当 |
| （４）　（３）について、全ての介護職員に周知している。 | □ | 該当 |
| (５)　介護職員の経験若しくは資格等に応じて昇給する仕組み又は一定の基準に基づき定期に昇給を判定する仕組みを設けている。 | □ | 該当 |
| (６)　(５)について書面をもって作成し、全ての介護職員に周知している。 | □ | 該当 |
| ８　処遇改善の内容（賃金改善を除く）及び処遇改善に要する費用の見込額を全ての職員に周知 | □ | 該当 |
| ９　８の処遇改善の内容等について、インターネットの利用その他の適切な方法により公表している | □ | 該当 |
| １０　定期巡回・随時対応型訪問介護看護費におけるサービス提供体制強化加算（Ⅰ）又は(Ⅱ)のいずれかを届け出ている。 | □ | 該当 |
| 介護職員等処遇改善加算（Ⅱ） | １　介護職員その他の職員の賃金改善について、次に掲げる基準のいずれにも適合し、かつ、賃金改善に要する費用の見込額が介護職員等処遇改善加算の算定見込額以上となる賃金改善に関する計画を策定し、当該計画に基づき適切な措置を講じている | □ | 該当 |
| （１）　仮に介護職員等処遇改善加算(Ⅳ)を算定した場合に算定することが見込まれる額の２分の１以上を基本給又は決まって毎月支払われる手当に充てる | □ | 該当 |
| （２）　介護福祉士であって、経験及び技能を有する介護職員と認められる者（経験・技能のある介護職員）のうち１人は、賃金改善後の賃金の見込額が年額４４０万円以上であること。ただし、介護職員等処遇改善加算の算定見込額が少額であることその他の理由により、当該賃金改善が困難である場合はこの限りでない | □ | 該当 |
| ２　⑴の賃金改善に関する計画、当該計画に係る実施期間及び実施方法その他の当該事業所の職員の処遇改善の計画等を作成し、全ての職員に周知し、市町村長に届け出ている | □ | 該当 |
| ３　介護職員等処遇改善加算の算定額に相当する賃金改善を実施 | □ | 該当 |
| ４　事業年度ごとに処遇改善に関する実績の報告 | □ | 該当 |
| ５　前12月間に法令違反し、罰金以上の刑 | □ | なし |
| ６　労働保険料の納付 | □ | 適正に納付 |
| ７　次の(１)～（６）のいずれにも適合 | □ | 該当 |
| (１)　介護職員の任用の際における職責又は職務内容等の要件（介護職員の賃金に関するものを含む。）を定めている。 | □ | 該当 |
| (２)　（１）の要件について書面をもって作成し、全ての介護職員に周知している。 | □ | 該当 |
| (３)　介護職員の資質の向上の支援に関する計画を策定し、当該計画に係る研修の実施又は研修の機会を確保している。 | □ | 該当 |
| （４）　（３）について、全ての介護職員に周知している。 | □ | 該当 |
| (５)　介護職員の経験若しくは資格等に応じて昇給する仕組み又は一定の基準に基づき定期に昇給を判定する仕組みを設けていること。 | □ | 該当 |
| (６)　(５)について書面をもって作成し、全ての介護職員に周知していること。 | □ | 該当 |
| ８　処遇改善の内容（賃金改善を除く）及び処遇改善に要する費用の見込額を全ての職員に周知 | □ | 該当 |
| ９　８の処遇改善の内容等について、インターネットの利用その他の適切な方法により公表している | □ | 該当 |
| 介護職員等処遇改善加算（Ⅲ） | １　介護職員その他の職員の賃金改善について、次に掲げる基準のいずれにも適合し、かつ、賃金改善に要する費用の見込額が介護職員等処遇改善加算の算定見込額以上となる賃金改善に関する計画を策定し、当該計画に基づき適切な措置を講じている | □ | 該当 |
| （１）　仮に介護職員等処遇改善加算(Ⅳ)を算定した場合に算定することが見込まれる額の２分の１以上を基本給又は決まって毎月支払われる手当に充てる | □ | 該当 |
| ２　⑴の賃金改善に関する計画、当該計画に係る実施期間及び実施方法その他の当該事業所の職員の処遇改善の計画等を作成し、全ての職員に周知し、市町村長に届け出ている | □ | 該当 |
| ３　介護職員等処遇改善加算の算定額に相当する賃金改善を実施 | □ | 該当 |
| ４　事業年度ごとに処遇改善に関する実績の報告 | □ | 該当 |
| ５　前12月間に法令違反し、罰金以上の刑 | □ | 該当 |
| ６　労働保険料の納付 | □ | 該当 |
| ７　次の(１)～（６）のいずれにも適合 | □ | 該当 |
| (１)　介護職員の任用の際における職責又は職務内容等の要件（介護職員の賃金に関するものを含む。）を定めている。 | □ | 該当 |
| (２)　（１）の要件について書面をもって作成し、全ての介護職員に周知している。 | □ | 該当 |
| (３)　介護職員の資質の向上の支援に関する計画を策定し、当該計画に係る研修の実施又は研修の機会を確保している。 | □ | 該当 |
| （４）　（３）について、全ての介護職員に周知している。 | □ | 該当 |
| (５)　介護職員の経験若しくは資格等に応じて昇給する仕組み又は一定の基準に基づき定期に昇給を判定する仕組みを設けていること。 | □ | 該当 |
| (６)　(５)について書面をもって作成し、全ての介護職員に周知していること。 | □ | 該当 |
| ８　処遇改善の内容（賃金改善を除く）及び処遇改善に要する費用の見込額を全ての職員に周知 | □ | 該当 |
| 介護職員等処遇改善加算（Ⅳ） | １　介護職員その他の職員の賃金改善について、次に掲げる基準のいずれにも適合し、かつ、賃金改善に要する費用の見込額が介護職員等処遇改善加算の算定見込額以上となる賃金改善に関する計画を策定し、当該計画に基づき適切な措置を講じている | □ | 該当 |
| （１）　仮に介護職員等処遇改善加算(Ⅳ)を算定した場合に算定することが見込まれる額の２分の１以上を基本給又は決まって毎月支払われる手当に充てる | □ | 該当 |
| ２　⑴の賃金改善に関する計画、当該計画に係る実施期間及び実施方法その他の当該事業所の職員の処遇改善の計画等を作成し、全ての職員に周知し、市町村長に届け出ている | □ | 該当 |
| ３　介護職員等処遇改善加算の算定額に相当する賃金改善を実施 | □ | 該当 |
| ４　事業年度ごとに処遇改善に関する実績の報告 | □ | 該当 |
| ５　前12月間に法令違反し、罰金以上の刑 | □ | 該当 |
| ６　労働保険料の納付 | □ | 該当 |
| ７　次の(１)～（4）のいずれにも適合 | □ | 該当 |
| (１)　介護職員の任用の際における職責又は職務内容等の要件（介護職員の賃金に関するものを含む。）を定めている。 | □ | 該当 |
| (２)　（１）の要件について書面をもって作成し、全ての介護職員に周知している。 | □ | 該当 |
| (３)　介護職員の資質の向上の支援に関する計画を策定し、当該計画に係る研修の実施又は研修の機会を確保している。 | □ | 該当 |
| （４）　（３）について、全ての介護職員に周知している。 | □ | 該当 |
| ８　処遇改善の内容（賃金改善を除く）及び処遇改善に要する費用の見込額を全ての職員に周知 | □ | 該当 |

日割りの請求

○月額包括報酬の日割り請求にかかる適用については以下のとおり。

・以下の対象事由に該当する場合、日割りで算定する。該当しない場合は、月額包括報酬で算定する。

・日割りの算定方法については、実際に利用した日数にかかわらず、サービス算定対象期間（※）に応じた日数による日割りとする。具体的には、用意された日額のサービスコードの単位数に、サービス算定対象日数を乗じて単位数を算定する。

　※サービス算定対象期間：

月の途中に開始した場合は、起算日から月末までの期間

　　月の途中に終了した場合は、月初から起算日までの期間

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 月額報酬対象サービス | 月途中の事由 | 起算日※２ |
| 定期巡回・随時対応型訪問介護看護 | 開始 | ・区分変更（要介護１～５の間） | 変更日 |
| ・区分変更（要支援→要介護）・サービス事業所の変更（同一サービス種類のみ）（※１）・事業開始（指定有効期間開始）・事業所指定効力停止の解除・利用者の登録開始（前月以前から継続している場合を除く） | 契約日 |
| ・短期入所生活介護又は短期入所療養介護の退所（※１）・小規模多機能型居宅介護（短期利用型）、認知症対応型共同生活介護（短期利用型）、特定施設入居者生活介護（短期利用型）又は地域密着型特定施設入居者生活介護、複合型サービス（看護小規模多機能型居宅介護・短期利用型）の退居（※１） | 退所日退居日 |
| ・医療保険の訪問看護の給付対象となった期間 | 給付終了日の翌日 |
| ・公費適用の有効期間開始 | 開始日 |
| ・生保単独から生保併用への変更　（６５歳になって被保険者資格を取得した場合） | 資格取得日 |
| 終了 | ・区分変更（要介護１～５の間） | 変更日 |
| ・区分変更（要介護→要支援）・サービス事業所の変更（同一サービス種類のみ）（※１）・事業廃止（指定有効期間満了）・事業所指定効力停止の開始・利用者との契約解除 | 契約解除日（満了日）（開始日） |
| ・短期入所生活介護又は短期入所療養介護の入所（※１）・小規模多機能型居宅介護（短期利用型）、認知症対応型共同生活介護（短期利用型）、特定施設入居者生活介護（短期利用型）又は地域密着型特定施設入居者生活介護、複合型サービス（看護小規模多機能型居宅介護・短期利用型）の入居（※１） | 入所日の前日入居日の前日 |
| ・医療保険の訪問看護の給付対象となった期間 | 給付開始日の前日 |
| ・公費適用の有効期間終了 | 終了日 |

参考

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 月額報酬対象サービス | 月途中の事由 | 起算日※２ |
| 訪問看護（定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所と連携して訪問看護を行う場合） | 開始 | ・区分変更（要介護１～５の間） | 変更日 |
| ・区分変更（要支援→要介護）・サービス事業所の変更（同一サービス種類のみ）（※１）・事業開始（指定有効期間開始）・事業所指定効力停止の解除・利用者の登録開始（前月以前から継続している場合を除く） | 契約日 |
| ・短期入所生活介護又は短期入所療養介護の退所（※１）・小規模多機能型居宅介護（短期利用型）、認知症対応型共同生活介護（短期利用型）、特定施設入居者生活介護（短期利用型）又は地域密着型特定施設入居者生活介護、複合型サービス（看護小規模多機能型居宅介護・短期利用型）の退居（※１） | 退所日の翌日退居日の翌日 |
| ・医療保険の訪問看護の給付対象となった期間（ただし、特別訪問看護指示書の場合を除く） | 給付終了日の翌日 |
| ・公費適用の有効期間開始 | 開始日 |
| ・生保単独から生保併用への変更　（６５歳になって被保険者資格を取得した場合） | 資格取得日 |
| 終了 | ・区分変更（要介護１～５の間） | 変更日 |
| ・区分変更（要介護→要支援）・サービス事業所の変更（同一サービス種類のみ（※１）・事業廃止（指定有効期間満了）・事業所指定効力停止の開始・利用者との契約解除 | 契約解除日（満了日）（開始日） |
| ・短期入所生活介護又は短期入所療養介護の入所（※１）・小規模多機能型居宅介護（短期利用型）、認知症対応型共同生活介護（短期利用型）、特定施設入居者生活介護（短期利用型）又は地域密着型特定施設入居者生活介護、複合型サービス（看護小規模多機能型居宅介護・短期利用型）の入居（※１） | 入所日の前日入居日の前日 |
| ・医療保険の訪問看護の給付対象となった期間（ただし、特別訪問看護指示書の場合を除く） | 給付開始日の前日 |
| ・公費適用の有効期間終了 | 終了日 |

※１　終了の起算日は、引き続き月途中からの開始事由がある場合についてはその前日となる。